

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2019年4月17日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大崎 能正

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【事務連絡者氏名】 植村 吉二

連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【電話番号】 03-6731-4721

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 通貨分散外国債券ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 上限 1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年1月4日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、信託の終了(繰上償還)にかかる手続きを開始することを決定したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2019年1月5日から2019年7月4日まで

申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2019年1月5日から2019年6月27日まで

申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2019年6月27日に信託終了(繰上償還)を行う予定です。2019年4月19日から2019年5月28日までに異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2019年4月19日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了(繰上償還)を行います。

異議申立の結果、当ファンドの信託終了(繰上償還)が決定された場合は、2019年5月29日を最終受付日として当ファンドの取得の申込みの受付を中止いたします。

この場合、申込期間の末日は2019年6月27日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。

(12)【その他】

<訂正前>

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2019年6月27日に信託終了(繰上償還)を行う予定です。

2019年4月19日から2019年5月28日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2019年4月19日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えた場合には、信託終了(繰上償還)が中止されます。

この場合、信託終了(繰上償還)を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ2019年4月19日現在における知れている受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託終了(繰上償還)の決定(2019年5月29日予定)につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

原則として無期限です。

信託約款の規定により、償還となることがあります。

<訂正後>

原則として無期限です。

信託約款の規定により、償還となることがあります。

異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、信託期間の末日は2019年6月27日に変更されます。